

# 令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業業務委託の内容及び当該業務に係る委託契約等の方法について、以下のとおり定める。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務名

令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業

### (2) 業務目的

「がん」かも知れないと不安を感じた時から、医療や就労などの様々な悩みについて、気軽に相談できる窓口を病院外に設置し、病院では相談しにくい問題を抱えるがん患者やその家族などの不安軽減を図る。

### (3) 業務内容

ア 医療や就労など療養生活全般に関するがん患者等の相談について、相談員を配置し、県内全域における相談に対応する。

イ ピアサポーターを養成し、ピアサポート活動を支援する。

ウ がん総合相談支援センターの事業内容等を広く県民に知らせるために広報活動を行う。

(詳細は、別添「令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業基本仕様書」のとおり)

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

### (5) 提案上限額

8,318,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (6) 委託契約の方法

ア 契約方法

随意契約

イ 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者を1者選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

ウ 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

## 2 応募に関する事項

### (1) 応募資格

この業務の公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していない者であること。

ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

エ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受

けていない者であること。

オ 山形県内に主たる事務所を有する法人であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。

キ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）であること。

（ア）法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有するものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## （2）失格事由

企画提案者が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

ア この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき

イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画提案書が公募実施要領等で示した要件に適合しないとき

エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

カ その他不正な行為があったとき

## 3 提出書類及び提出方法等

### （1）提出書類

ア 令和7年度山形県がん総合相談支援センター運営事業受託申請書（別紙1）

イ 法人等概要（別紙2）

ウ 業務実績等記載調書（別紙3）

エ 事業の実施体制に関する計画等（別紙4）

オ 企画提案書（別紙5）

カ 暴力団排除に関する誓約書（別紙6）

キ 経費見積書（別紙7）

ク 守秘義務、個人情報保護の方針及び周知方法が分かるもの

### （2）受付期間

令和7年2月18日（火）から令和7年2月28日（金）まで

### (3) 提出方法

「6 提出・問合せ先」まで、電子メール、持参又は郵送により提出（持参又は郵送の場合はA4版で4部）すること

持参の場合は、事前に電話連絡の上、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時15分までに提出書類一式を持参すること。電子メール又は郵送の場合は、提出期限までに提出先に到達したものに限り受け付ける。

## 4 審査及び結果の通知

### (1) 審査方法

山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課が設置する選定審査会において、申請のあった企画提案について、別紙評価基準に基づき審査を行い、実施体制評価及び事業計画評価に掲げる基準点を満たしたもののうち、最も優れた提案を行った事業者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

### (2) 提案者が1者のみ又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

提案者が無い場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

### (3) 契約方法

最優秀提案者を受託候補者とし、受託候補者との契約に向けた手続きを行う。

なお、受託候補者が「2 応募に関する事項」の（2）に該当することが後日判明した場合には、契約を締結しないことがある。この場合、次点者と契約の交渉を行うものとする。

### (4) 結果の通知

令和7年3月を目途に、提案者全員にその結果を通知する。

## 5 その他

- (1) 提出された申請書等は、委託先の選定にのみ使用する。
- (2) 申請に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 提出された申請書等は、審査に必要な範囲で複製する。
- (5) 本事業については、県の都合により内容を変更又は中止する場合がある。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

## 6 提出・問い合わせ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課

電 話 023-630-2919（直通）

Email ykenko@pref.yamagata.jp

F A X 023-630-2271